

常陸大宮市定住促進のための住宅取得奨励金交付要綱

平成 27 年 3 月 30 日
訓令第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て世帯等の定住を促進し、本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住宅を建設し、又は購入する子育て世帯等に対し、定住促進のための住宅取得奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 住宅の所有権の保存又は移転の登記が完了した日(以下「基準日」という。)現在で、中学生以下の者がいる世帯(基準日現在で居住を一としないが、生計等の状況から同一の世帯に属していると認められる場合を含む。)をいう。
- (2) 新婚世帯 基準日前 5 年以内に婚姻の届出が受理された夫婦で、かつ、基準日現在で夫婦いずれもが 4 5 歳以下である世帯(基準日現在で居住を一としないが、生計等の状況から同一の世帯に属していると認められる場合を含む。)をいう。
- (3) 住宅 居室、台所、便所及び浴室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅(同一敷地内に居住部分と店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している併用住宅で、その居住部分の延床面積が総床面積の 2 分の 1 未満であるものを除く。)をいう。
- (4) 新築住宅 自己の居住の用に新たに建設した住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。
- (5) 建売住宅 販売を目的として建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。
- (6) 中古住宅 人の居住の用に供されたことのある住宅をいう。

(対象住宅)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、市内に所在する住宅であり、平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に、その所有権の保存又は移転の登記が完了されたものとする。ただし、当該住宅が次に掲げる場合は、対象住宅としない。

- (1) 別荘等の一時的に使用するものである場合
- (2) 賃貸、販売等の営利を目的としたものである場合
- (3) 既存住宅の増築、贈与又は相続により所有権を取得したものである

場合

(4) 現に居住し、かつ、所有する住宅を取り壊して、新たに建設したものである場合

(5) 現に居住し、かつ、所有する住宅（市内に所在するものに限る。）から転居し、新たに所有権を取得したものである場合

(対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、対象住宅の所有権を取得した者（共有により対象住宅の所有権を取得した場合においては、その持ち分が2分の1以上の者に限る。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 子育て世帯又は新婚世帯（次号において「対象世帯」という。）に属する者であること。

(2) 本人及び対象世帯を構成する者が、基準日以後3月以内に対象住宅の所在地に住民登録をしていること。

(3) 本人及び同一世帯に属する者に市区町村税等の滞納がないこと。

(4) 本人及び同一世帯に属する者が、この要綱による奨励金の交付を受けた者又は当該交付を受けた者の世帯に属していた者でないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる対象住宅の種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新築住宅 50万円

(2) 建売住宅 50万円

(3) 中古住宅 25万円

(奨励金の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、定住促進のための住宅取得奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象住宅に居住する世帯全員の記載のある住民票の写し

(2) 戸籍謄本（新婚世帯に限る。）

(3) 対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書

(4) 対象住宅における居住部分の延床面積等が確認できる書類（対象住宅が併用住宅である場合に限る。）

(5) 対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(6) 市税等納付状況確認同意書（様式第2号）又は市区町村が発行する世帯全員の滞納がないことを証する書類

(7) 共有名義同意書（様式第3号）（対象住宅が共有名義である場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期間は、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記が完了した日の属する期間に応じ、別表に定めるとおりとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、奨励金の交付の可否を決定し、定住促進のための住宅取得奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（奨励金の請求）

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、定住促進のための住宅取得奨励金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、奨励金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励金を既に交付しているときは、当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第6条の申請をした者については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

対象住宅の所有権の保存又は移転の登記が完了した日の属する期間	申請書の提出期間
平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
平成31年1月1日から 平成31年12月31日まで	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで